

## 羽咋市空き家の家財処分支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、羽咋市空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）への空き家の登録および市場への流通を促進することを目的とし、当該空き家の建物内または建物敷地内の家財などの処分費に係る費用を支援することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人等が居住を目的として羽咋市内に所有し、居住またはその他の利用がなされていない建物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分を併用する住宅を含む）をいう。
- (2) 家財 空き家の室内または敷地内に使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他家財道具をいう。
- (3) 許可業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項の規定により許可を受けた者をいう。
- (4) 市税等 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び上下水道料をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 空き家バンクに登録されている空き家の登録に係る手続きを行った申込者又は第4条に定める補助事業の完了後速やかに空き家バンクの登録をする申込者（以下、「空き家バンク登録申込者」という。）であること。
- (2) 継続して2年以上空き家バンクに登録する旨の誓約をした者であること。
- (3) 空き家バンク登録に係る申込者が個人又は非営利組織であること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

### (補助事業及び経費)

第4条 補助の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 家財の処分
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処分

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。

3 空き家バンク登録申込者は、第1項第1号及び第2号に掲げる事業を業者委託する場合は、許可業者において行うものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、10万円を限度とする。

(交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付申請及び請求を行うにあたり、羽咋市空き家の家財処分支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費を支払った領収書及びその内訳が確認できる書類(申請日から6か月以内に支払ったものに限る。)

(2) 補助事業着手前と完了後の写真

(3) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、補助対象となった空き家1件につき1回までとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、羽咋市空き家の家財処分支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するとともに、速やかに交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて補助金の返還を請求することができる。

(1) 自己の都合で空き家バンクに登録を完了した日から2年を経過するまでの間に登録を取り消したとき。

(2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(3) その他市長が交付決定を取消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。